

## DV問題相談員（奈良市非常勤嘱託職員）募集要項

### 1 募集の目的

奈良市配偶者暴力相談支援センターでDV問題に関する相談員として従事していただく者を募集するために行います。

※配偶者暴力相談支援センターでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき、被害者からの相談や保護・自立のための支援などの業務を行います。

### 2 募集人員

1名

### 3 業務内容

配偶者等からの暴力などの相談に対して、電話、面談による適切な助言や指導と支援（同行支援を含む）を行うとともに、それに関わる事務処理等を行います。

### 4 応募資格

- (1) 奈良市または奈良市近郊に居住している者
- (2) 人格円満で、社会的信望があり、健康で、DV問題相談員としての責務を誠実に履行できる者
- (3) 昭和28年4月2日以降に生まれた女性
- (4) ワード、エクセルなど基本的なパソコン操作ができる者
- (5) 次のいずれかに該当する者
  - ①社会福祉士
  - ②精神保健福祉士
  - ③社会福祉主事として、2年以上福祉事業に従事した者
  - ④ソーシャルワーク経験者
  - ⑤DV問題相談員としてDV防止法及び配偶者暴力相談支援センター機能について理解し、相談、カウンセリング、支援業務等に関する専門知識を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

## 5 募集・応募手続

市のホームページ、ハローワーク等により募集を行います。

- (1) 募集期間 平成30年7月2日（月）～平成30年7月25日（水）
- (2) 提出書類 ①小論文（様式自由、800字程度）  
テーマ「DV問題相談員に求められるもの」  
②履歴書（市販の履歴書、写真添付、自己PRを必ず記載）
- (3) 応募手続 簡易書留で小論文、履歴書を奈良市男女共同参画課まで送付。  
7月25日消印有効。持参不可。（応募書類は返却しません。  
本課で責任をもって処理致します。）

## 6 勤務条件

- (1) 勤務地 奈良市内
- (2) 勤務時間 週3日勤務（原則として月・水・金）  
午前10時～午後5時（休憩1時間）
- (3) 基本報酬 週3日勤務 月額 105,450円
- (4) 交通費 「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」により支給  
（月額の上限 55,000円）
- (5) 休暇 「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」による
- (6) 任用期間 平成30年9月1日～平成31年3月31日  
（以降、年度ごとに更新します。ただし、勤務状況等により変更する可能性があります。定年は満65歳に達した年の年度末まで）

## 7 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

- ① 内 容 応募提出書類の履歴書、小論文により選考します。
- ② 選考の結果 平成30年8月1日（水）頃に応募者全員に第一次選考の結果の通知を郵送にて通知します。
- また、第一次選考合格者には、第二次選考の面接日時についてあわせて郵送で通知します。

(2) 第二次選考（第一次選考の合格者に対して行います。）

- ① 内 容 面接試験
- ② 日 時 平成30年8月8日（水）頃を予定。日時は第一次合格通知書に記載します。
- ③ 選考の結果 平成30年8月20日（月）頃までに第二次選考の受験者全員に第二次選考の結果を郵送で通知します。

8 任用の決定及び通知

第二次選考の合格者は採用候補者名簿に登載し、登載された者の中から平成30年9月1日より任用する予定です。ただし、応募資格がないこと及び応募書類の記載内容が正しくないことが判明した場合は合格を取り消す場合があります。

**【送付先】**

〒630-8245  
奈良市西之阪町12番地  
奈良市男女共同参画課

**【問い合わせ】**

TEL：0742-81-3100  
FAX：0742-25-0600